

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校雨水ろ過装置保守点検業務について適用する。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

3 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

4 点検装置

株式会社三協製 型式：DSW-0ES

5 点検内容

別紙「雨水ろ過装置点検書」に基づき、三重県警察学校の雨水ろ過装置及び付属機器の点検業務を行う。

6 点検回数及び時期

点検回数は、年4回とし、おおむね6月・9月・12月・3月に実施する（実施に当たっては、委託者と調整の上決定する。）。

7 成果品の提出

点検業務終了後は、点検結果報告書及び作業記録写真を速やかに提出し、また、業務完了後は、業務完了報告書を併せて提出し、委託者の検査を受けること。

8 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書により、委託者の指示を受けて作業すること。
- (2) 警察業務に支障を与えないように作業し、そのおそれがある時は、

委託者の指示を受けること。

- (3) 本仕様書に明記されていない細部についても、その性質上、当然本業務に含まれるとみなされるものについては、双方協議の上作業すること。
- (4) 業務に使用する材料は、全て受託者において調達すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。